

# 重要事項説明書

本書面は、お客さまが旭化成ホームズ株式会社（以下「当社」といいます。）にガス需給契約「ヘーベルガス supplied by 東京ガス」をお申し込みいただくにあたり、料金その他の供給条件等の重要な事項および留意が必要な事項についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。

## ガス取次事業について

- 当社は、東京瓦斯株式会社（ガス小売事業者登録番号 A0020。以下「東京ガス」といいます。）とのガス供給取次契約に基づき、東京ガスの取次事業者として、お客さまとガス需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結して東京ガスの供給するガスを取次販売いたします。
- 本契約に関する詳細事項は当社が定めるガス需給取次約款（以下「約款」といいます。）及び一般ガス導管事業者が定める託送供給約款、ガス工事約款のとおりです。
- 本契約は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の別表第 1 2 の「1. 供給区域」に記載の東京地区等に位置付けられるお客さまと締結いたします。

## 契約成立、適用開始日等

- 本契約は、お客様が当社ヘーベルガス事務局への電話、当社ウェブサイトおよび当社指定の申込書によりお申し込みをいただき、当社がその申し込みを承諾した場合に成立します。
- お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含む）の料金又は延滞利息をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合、当社は本契約へのお申し込みを承諾できないことがあります。その他、当社の判断によりご契約をお断りすることがあります。
- 適用開始日は、原則として、以下の通りとし、契約成立後に改めて通知いたします。
  - 新たなガスの使用開始に伴うお申し込みの場合は、原則として、お客さまが希望し、当社との協議の上で決定した日。
  - 他のガス小売事業者等からの切り替えに伴うお申し込みの場合は、契約成立日以降かつ各種契約手続きが完了後最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含む）の翌日。
- 適用開始日は、契約成立後、改めてお客さまに通知いたします。

## 本契約の締結要件等

- 当社は、お客さまが次の各号の条件を全て満たしていることを本契約締結の要件といたします。
  - 東京ガスネットワークが定める託送供給約款の別表第 1 2 の「1. 供給区域」に記載の東京地区等に位置付けられる地区にお住まいのお客さま
  - お客さまが、ヘーベル電気需給契約を締結されているもしくは本契約と同時にヘーベル電気需給契約の締結を承諾いただけるお客さま**
  - 当社グループ会社の旭化成レジデンスが管理するヘーベルメゾン、共同住宅、賃貸戸建て等に入居されるお客さま
  - 本契約以前に東京ガスと有償付帯サービスを契約されていたお客さまは、本契約のガス料金と、同一場所において同一契約名義で東京ガスが提供する有償付帯サービス料金（ガス警報器リース契約、くらし見守りサービス（マイツーカー））その他のガス料金と合算して請求を行うサービス等の料金をいいます。以下「付帯サービス料金」といいます。）を合算して当社の定める方法でお支払いいただけるお客さま
- 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、本契約を締結することができないことがあります。
  - お客さまが、東京ガスとのガス需給契約上、複数のガスメーターを組み合わせて 1 需要場所とみなし、メーター毎の使用量を合計して料金を算定している場合
  - お客さまが、東京ガスのガス料金の請求方法について、一括請求若しくは分割請求を選択中の場合
  - お客さまが、東京ガスのガス・電気セット割を適用中若しくは申し込み中の場合。なお、東京ガスのガス・電気セット割を解除した場合は、この限りではありません
  - 当社又は東京ガスの責めによらない事由により、ガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合
  - 当社とお客さまとの他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金（ガス料金、付帯サービス料金をいいます。）について、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
  - 当社が、お客さまのお申し込み内容の不備や当社の設定する与信基準その他当社所定の基準により、申し込みを承諾できない場合

## ガス使用量の算定方法やガス料金の計算方法等

- 一般ガス導管事業者は、前回の検針日（あらかじめ定めた毎月 1 度の検針日）及び今回の検針日のガスメーターの読みにより、その料金算定期間のガスご使用量を算定します。
- 当社はガス料金算定期間のガスご使用量に基づき料金表を決定し、ガス料金を計算します。
- 料金の日割計算を行う場合（新たなガスの使用開始や解約等により料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となる場合や前回の検針日から次の検針日までの期間が 24 日以下又は 36 日以上となった場合等）を除き、1 料金算定期間を「1 か月」として料金を算定します。
- ガス料金は下記料金表を適用して、1 か月のガスご使用量に基づき、「基本料金」と「従量料金」の合計額とします。なお、割引がある場合は、その合計額から割引額を差し引きます。

$$\text{ガス料金 (税込、円未満切り捨て)} = \text{基本料金} + \text{従量料金 (原料費調整額を含む)}$$

### 【一般料金料金表】

料金表	1 か月のご使用量	基本料金 (円/月)	基準単位料金 <sup>*1</sup> (円/m <sup>3</sup> )
A	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	759.00	145.31
B	20 m <sup>3</sup> をこえて 80 m <sup>3</sup> まで	1,056.00	130.46
C	80 m <sup>3</sup> をこえて 200 m <sup>3</sup> まで	1,232.00	128.26
D	200 m <sup>3</sup> をこえて 500 m <sup>3</sup> まで	1,892.00	124.96
E	500 m <sup>3</sup> をこえて 800 m <sup>3</sup> まで	6,292.00	116.16
F	800 m <sup>3</sup> をこえる場合	12,452.00	108.46

※ 1 従量料金単価は原料費調整制度にもとづき基準単位料金をもとに毎月調整いたします。実際に適用される単価は当社ウェブサイトにて確認いただけます。

## ガス料金のお支払い方法等

- 当社はガス料金の明細書を当社ウェブサイトを通して、お客さまに通知いたします。当社は当該ウェブサイトを通じた明細書情報をもって、お客さまに請求を行ったものといたします。ただし、お客さまが希望する場合当社が認めるときには、書面でお知らせすることがあります。この場合、110 円(税込)/回の手数料を申し受けます。
- お支払い方法は、原則として、「口座振替」「クレジットカード払い」又は「その他当社の指定する方法」によりお支払いいただけます。なお、別途当社が認めた場合は、「払込み」の方法によりお支払いいただくことがあります。
- お支払時期は、お支払い方法により異なります。詳細は、下表をご確認ください。また、お支払いいただく期限日（以下、「支払期限日」）は、検針日の属する月の翌月の第 6 営業日を支払い義務発生日（以下、「支払い義務発生日」）とし、支払い義務発生日の翌日から起算して 30 日目とします。

① 口座振替	原則として、ガスの検針日の翌月の 5 日頃
② クレジットカード払い	クレジットカード会社が当社に立替払いする日（ガスの検針日の翌月の 25 日～26 日頃） ※クレジットカード会社の締切日と当社のガスの検針日との関係、その他事務の都合により、2 か月分を同一月に振替する場合や、クレジットカード会社からの請求がない月が発生する場合があります。
③ 払込み等	ガスの検針日の翌月末からガスの検針日の翌月の 10 日頃まで

- 支払期限日を経過してもなおガス料金が支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、1 日あたり 0.0274% の延滞利息を申し受けます。ただし、支払期限日の翌日から起算して 10 日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息は申し受けません。
- お客さまが払込みの方法にて金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただきます。**

## 導管、ガスメーターその他設備に関する費用

- 本契約のお申し込みに伴いガス工事を必要とする場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款（以下「ガス工事約款」）に基づき、一般ガス導管事業者へガス工事をお申し込みいただけます。
- 内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器等（以下、「お客さま所有の供給施設」）はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。契約の開始・変更、設備の変更その他お客さまの都合による契約内容の変更等により、ガス設備について工事費等の負担金が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する工事費はお客さまにご負担いただけます。
- 本支管及び整圧器（お客さまのために設置される整圧器は除きます）は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者のガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただけます。
- その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものとします。

## 供給圧力や熱量等

- 東京ガスは、原則として、次に規定する圧力、熱量、ガスグループ及び燃焼性に類別されるガスを供給いたします。

供給圧力	供給熱量	ガスグループ	ウォッペ指数	燃焼速度
最高圧力：2.5kPa	標準熱量：45MJ	13A	最高ウォッペ指数：57.8	最高燃焼速度：47
最低圧力：1.0kPa	最低熱量：44MJ		最低ウォッペ指数：52.7	最低燃焼速度：35

## お客さまからの解約・契約変更の方法及びご注意事項

- 他のガス小売事業者等への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者等へお申し込み下さい。
- お引越等、上記以外の理由による解約及び契約内容の変更については、当社までご連絡下さい。
- 本契約を適用開始日から 1 年未満に解約され、その後 1 年未満に同一需要場所において再度お申し込みいただいた場合等は、これを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一次不使用による解約の場合は、この限りではありません。
- 本契約の適用開始日から 1 年未満に他の選択約款等への変更のお申し込みがなされた場合、当社はそのお申し込みを承諾できないことがあります。

## 当社からの契約変更・解約に関する内容

- 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の変更・法令の改正、その他当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく一般ガス供給約款等を変更する場合があります。その場合には、原則として、変更する旨及び変更後の内容並びに効力発生日を、当社ホームページ等に掲載することでお知らせします。
- お客さまが電気の小売事業者の変更により、当社とのヘーベル電気需給契約を解約する場合、基本約款 5 (2) の規定より、当社とのガス需給契約も解約となります。その為、お客さまは新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。この場合、当社とのガス需給契約は、新たなガス小売事業者から解約の通知を当社が受領した直後の定例検針日をもって解約の期日といたします。

- ・**支払期限日を経過してもガス料金のお支払いが確認できない場合や、その他お客さまが本契約に違反した場合等には、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転しガスを使用されていないことが明らかな場合には、当社は本契約を終了することがあります。**
- ・その他、ガス機器の使用状況の変化等により適用条件を満たさなくなった場合や、支払期限を経過してもガス料金のお支払いが確認できない等、お客さまが本契約に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。

**供給又は使用の制限等**

- ・当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者は、災害等その他の不可抗力が生じた場合や保安上又はガスの安定供給に必要な場合等には、ガスの供給を制限若しくは中止をし、又はお客さまにご使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。

**ガスの供給及び保安に関する責任とお客さまへのご協力をお願い**

- ・お客さま所有の供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さま所有の供給施設について検査及び緊急時の応急措置等の保安責任を負います。なお、お客さまが一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。
- ・一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓等の供給施設について、お客さまの承諾を得て検査し、その結果を速やかにお知らせします。当社、東京ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査し、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかつたときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- ・ガスの供給にあたり、以下の事項にご協力いただけます。（詳しくは、当社約款及び一般ガス導管事業者の定める託送供給約款をご確認下さい。）

- ① **当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者は、検針や検査及び調査のための作業、供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業等を実施するため、お客さまの土地及び建物に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。**
- ② 当社、又は東京ガスがガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力するよう努めていただきます。
- ③ **ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、直ちに適切な処置をとります。**
- ④ 当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- ⑤ ガスの供給、又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- ⑥ ガス契約が解約された後も、ガスメーター等、一般ガス導管事業者所有の既設供給設備を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場に引き続き置かせていただくことがあります。
- ⑦ お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかにかかわらず、検査料をご負担していただきます。
- ⑧ その他保安について、当社約款に定められた項目を遵守していただきます。

**ガス小売事業者における個人情報の利用について**

当社は、ガス供給および使用に関するお客様情報について、東京ガス、一般ガス導管事業者および他のガス小売業者に個人情報の提供をすることがあります。  
 ヘーベルガス個人情報の委託先：東京ガス  
 東京ガスプライバシーポリシー  
<https://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy/customer/index.html>

**その他**

- ・お申し込みにあたっては、供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

- ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- ・上記にかかわらず、一般ガス供給約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ・選択約款の契約期間を継続する場合の供給条件の説明及び契約締結前書面の交付については、当社が適当と判断した方法により、説明を要する事項のうち、当該継続後の契約期間のみを書面交付することなく説明し、契約締結後の書面交付については、当社が適当と判断した方法により、当社の名称及び住所、契約年月日、当該継続後の契約期間並びに供給地点特定番号のみを記載することについて、あらかじめ承諾の上、お申し込みください。
- ・当社及び東京ガスは、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、インターネット、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせすることに、あらかじめ承諾していただきます。
- ・他のガス小売事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、解約に伴う不利益（解約金やポイントの失効等）が発生する場合があります。他のガス小売事業者との契約内容をご確認下さい。
- ・クーリング・オフや当社からの解除等により無契約状態となった場合、当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給に係る契約（最終保障供給を含みます。）を締結しなかつた場合、当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者はガスの供給を停止することがあります。また、当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
- ・お客さまには、自己又は自己が法人であった場合には役員若しくは従業員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。

**「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について**

- ・2023年1月ご利用分（2月検針分）より国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」にもとづく料金軽減措置（値引き）を適用致します。
- ・当社は、軽減措置を自動的に適用致します。お客さまによる申請・お手続きは一切不要です。
- ・適用期間と値引き単価は下記のとおり実施致します。ご契約いただいている料金プランの種類に関係なく対象となります。
- ① 2023年1月使用分（2月検針分）～2023年8月使用分（9月検針分） … 1m3あたり30円（税込）の値引き
- ② 2023年9月使用分（10月検針分） … 1m3あたり15円（税込）の値引き(予定)  
 ・値引方法は、「原料費調整による調整額」から値引きの上、ご請求致します。また、ガス料金ページに「※適用従量料金単価は、政府支援30円/m3の割引を含みます。」等の表示を行います。

ガス取次事業者のお問合せ先
事業者名：旭化成ホームズ株式会社 住所：東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング7階 問い合わせ先：ヘーベルアンセンター ヘーベルガス担当 0120-277-739(戸建)/0120-277-839(メゾン) 受付時間：月・火・木・金・土 10:00～17:00 休業日：水・日・祝日・年末年始等 メール： <a href="mailto:hebeldenki-m@om.asahi-kasei.co.jp">hebeldenki-m@om.asahi-kasei.co.jp</a>
ガス小売事業者のお問合せ先
事業者名：東京ガス株式会社 登録番号：A0020 住所：東京都港区海岸1-5-20 問い合わせ先：東京ガスお客さまセンター 0570-002239（ナビダイヤル） ※IP電話等ナビダイヤルをご利用いただけない場合 03-6735-8787 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）等